

平成26年9月18日付26春都政第262号

春日井市長付議

尾張都市計画道路の変更について

平成26年10月3日提出  
春日井市市長 伊藤 太

26 春都政第 262 号

平成26年 9 月 18 日

春日井市都市計画審議会 様

春日井市長 伊 藤



尾張都市計画道路の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画道路の変更について」



# 尾張都市計画区域 春日井市都市計画図

告示番号	告示年月日
(市街化区域及び市街化調整区域) 愛知告示第749号	平成22年12月24日
(用途地域) 春日井市告示第12号	平成26年2月14日
(高度利用地区) 春日井市告示第174号	平成22年12月24日
(防災・準防災地域) 春日井市告示第179号	平成22年12月24日
(駐車場整備地区) 春日井市告示第176号	平成22年12月24日
(特別緑地保全地区) 春日井市告示第177号	平成22年12月24日
(道路) 愛知告示第768号	平成22年12月24日
春日井市告示第136号	平成23年7月22日
(都市高速鉄道) 愛知告示第773号	平成22年12月24日
(駐車場) 春日井市告示第180号	平成22年12月24日
(公園) 愛知告示第778号	平成22年12月24日
春日井市告示第68号	平成23年4月15日
(緑地) 愛知告示第784号	平成22年12月24日
春日井市告示第182号	平成22年12月24日
(公園) 愛知告示第790号	平成22年12月24日



決定主体	対照	
	変更前	変更後
県	<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black;"> </span>	<span style="background-color: red; border: 1px solid black;"> </span>
市	該当なし	<span style="background-color: green; border: 1px solid black;"> </span>

**3・4・237東山大泉寺線 (春日井市決定)**  
 変更内容  
 ・新規路線の追加 (延長約1,550m、幅員16.0m)

**3・2・3国道19号線 (愛知県決定)**

変更内容  
 ・一部区間の幅員の変更 (幅員表参照)  
 ・構造形式の変更  
 (都) 北尾張中央道との交差点について、地表式を  
 高上式とする。  
 ・幹線道路との立体交差の変更  
 (都) 東山大泉寺線との立体交差を追加する。

**3・2・3国道19号線幅員表**

区間	箇所	幅員 (m)	
		新	旧
北尾張中央道以南	高架部 (標準部)	42.25	36.00
	高架部 (ランプ部)	42.25~53.00	36.00
	高架部 (交差点部)	48.00	36.00
北尾張中央道以北	高架部 (ランプ部)	50.25	30.00
	高架部 (交差点部)	45.50	30.00

**3・4・34小牧春日井線 (愛知県決定)**

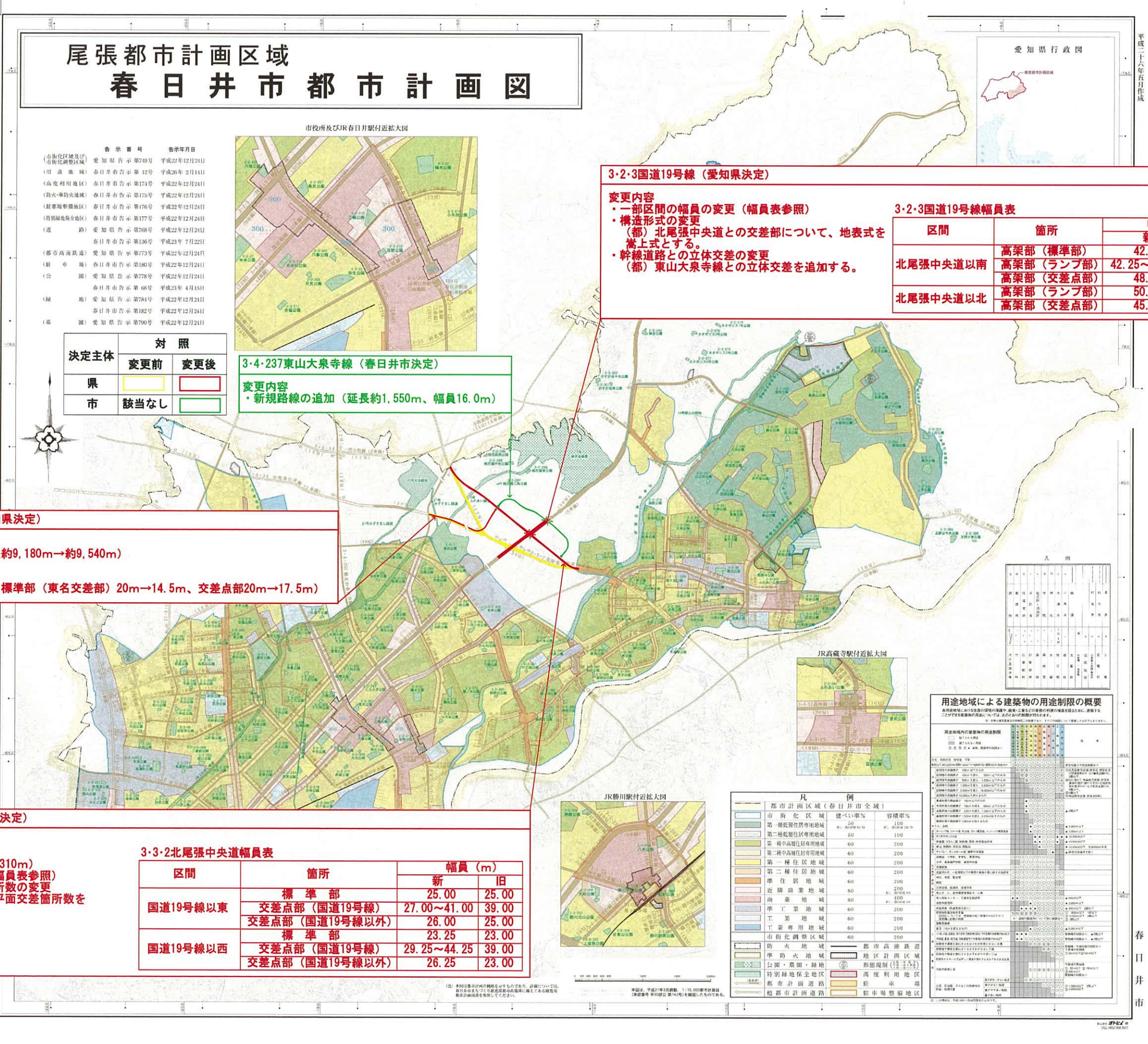
変更内容  
 ・終点の位置の変更 (延長約9,180m→約9,540m)  
 ・一部区間の線形の変更  
 ・一部区間の幅員の変更  
 (標準部20m→16.5m、標準部 (東名交差点部) 20m→14.5m、交差点部20m→17.5m)

**3・3・2北尾張中央道 (愛知県決定)**

変更内容  
 ・一部区間の線形の変更  
 (延長約31,480m→約31,310m)  
 ・一部区間の幅員の変更 (幅員表参照)  
 ・幹線道路との平面交差箇所数の変更  
 (都) 東山大泉寺線との平面交差箇所数を  
 1箇所追加する。

**3・3・2北尾張中央道幅員表**

区間	箇所	幅員 (m)	
		新	旧
国道19号線以東	標準部	25.00	25.00
	交差点部 (国道19号線)	27.00~41.00	39.00
	交差点部 (国道19号線以外)	26.00	25.00
国道19号線以西	標準部	23.25	23.00
	交差点部 (国道19号線)	29.25~44.25	39.00
	交差点部 (国道19号線以外)	26.25	23.00



**凡例**

都市計画区域 (春日井市全域)	建ぺい率%	容積率%
市街化区域	50	150
第一種低層住居専用地域	50	100
第二種低層住居専用地域	50	100
第一種中高層住居専用地域	60	200
第二種中高層住居専用地域	60	200
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
準住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	200
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200
市街化調整区域	60	200

都市計画道路  
 防火地域  
 準防火地域  
 公園・公園地  
 特別緑地保全地区  
 都市計画道路  
 地都市計画道路

都市高速鉄道  
 地区計画区域  
 形態規制 (1/2500)  
 高度利用地区  
 駐車場  
 駐車場整備地区

**用途地域による建築物の用途制限の概要**

用途地域における建築物の用途制限の概要は、以下の通りです。

用途地域	建築物の用途制限
第一種低層住居専用地域	1階建ての建築物に限る。
第二種低層住居専用地域	1階建ての建築物に限る。
第一種中高層住居専用地域	1階建ての建築物に限る。
第二種中高層住居専用地域	1階建ての建築物に限る。
第一種住居地域	1階建ての建築物に限る。
第二種住居地域	1階建ての建築物に限る。
準住居地域	1階建ての建築物に限る。
近隣商業地域	1階建ての建築物に限る。
商業地域	1階建ての建築物に限る。
準工業地域	1階建ての建築物に限る。
工業地域	1階建ての建築物に限る。
工業専用地域	1階建ての建築物に限る。



## 尾張都市計画道路の変更(春日井市決定)

都市計画道路に3・4・237号東山大泉寺線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・237	東山大泉寺線	春日井市 東山町 字東山	春日井市 大泉寺町 字社下	春日井市 大泉寺町 字大池下	約 1,550m	地表式	2車線	16m	幹線街路国道19号線と 立体交差 幹線街路と平面交差2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

愛知県決定の北尾張中央道の変更に合わせ、地域内交通を担い、周辺のまちづくりにおける補助幹線道路として、東山大泉寺線を追加するものである



尾張都市計画道路の変更  
計 画 図

決定主体	対 照	
	変更前	変更後
県		
市	該当なし	



3・4・237号 東山大泉寺線

